

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年10月9日まで縦覧に供する。

平成19年8月21日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあつた年月日

平成19年8月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人西日本入れ歯回収機構

片山 久志

高松市屋島西町2319番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、不要になった入れ歯を家庭、歯科医院等から回収、希少金属を取り出してリサイクルし、得た益金を財団法人日本ユニセフ協会、特定非営利活動法人アムダ等を通じて、生活困窮者の保健、医療又は福祉の増進を図る活動の支援、災害救援活動組織に対する災害救援活動の支援事業を行う。又、理事会で承認する特定非営利活動に本法人会員を派遣し、他の団体と協力し個々の目的を達成する。あわせて希少金属をリサイクルすることにより、経済活動の活性化を図る。